

津市地域交流支援事業補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 2 5 日訓第 1 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、人口減少、若者の流出等により地域住民のつながりが希薄となる中、地域の特性や資源を活かした交流を促進するため、津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の補助金は、「地域交流支援事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 3 条 補助金は、津市支所及び出張所設置条例（平成 1 8 年津市条例第 1 2 号）第 2 条に掲げる各総合支所の所管区域内において、郷土愛を醸成する地域住民の交流を図ることを目的として行われる事業（営利を目的として、政治活動として又は宗教活動として行われるものを除く。以下「補助事業」という。）を行う団体等のうち市長が適当と認めるもの（以下「交付対象団体」という。）に対し、補助事業に要する費用をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金は、補助事業の規模等を勘案し、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の別に定める期日は、補助事業を実施する日の 3 0 日前又は補助事業を実施する日の属する年度の 4 月 1 日のいずれか遅い日とする。

(添付書類)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項第 4 号の市長が必要と認める書類は、交付対象団体の会則及び会員名簿とする。

(申請の取下げ)

第 7 条 規則第 7 条の市長が定める期日は、交付対象団体が規則第 6 条の規定による決定の通知を受けた日から起算して 1 0 日を経過する日とする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までにこれを行わなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和6年4月1日から施行する。